



つまごいむら

# 農業委員会だより

第48号

令和3年3月15日

編集・発行／孺恋村農業委員会 ☎0279-96-1256

## 農業委員会だより 発行にあたり



孺恋村農業委員会

会長 西窪 充夫

暖冬の影響で孺恋村の冬も年々降雪が少なくなってきたおりますが、今年は寒暖差が激しく感じられます。農家の皆様におかれましてはご健勝のことと推察申し上げます。また日頃より農業委員会活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農業委員会は昨年7月20日に新たに選任された農業委員17名と農地利用最適化推進委員15名、総勢32名の新体制でスタートいたしました。しかし新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、研修会や行事等が中止になりました。新年度には新たな動きがあると思っておりますので、研さんに努めたいと思います。また、雇用面においては、外国人の技能実習生の入国が

制限され、代わりの方の雇用に向け村、JA等関係機関及び農家が連携し、人材を確保することが出来、無事出荷にこぎつけることができました。キャベツは春の長雨の影響で生育が悪く小振りであった為、大きな規格のものが収穫できなかつたようですが、全国的な品不足で価格はおおむね高い水準で取引されたようです。

8月には鎌原地区に新たな取り組みである、農産物等直売所「あさまのいぶき」がオープンし、地元の野菜や加工品等が並びました。中でも、孺恋米の「ひとめぼれ」やエゴマ油、ドライキャベツ、ドレッシングなどが特産品として注目されています。

現在村では「人・農地プラ



ン」の実質化に向けての取り組みが始まっております。現在利用されている農地を、荒廃させることなく、この先どのように活用していくかが求められています。農地を貸したい方と借りたい方とのマッチングや農地中間管理機構の活用も一つの方法です。気軽

に地区の農業委員、農地利用最適化推進委員に相談してください。3月になりますと播種作業も始まってきますが、農作業の事故防止、安全管理を徹底し農業経営の向上に努めていただきたいと思います。

「人・農地プラン」の  
実質化に向けて



婦恋村農業委員会事務局  
局長 土屋 政彦

地域の将来を自らの問題として認識し、話し合いにより希望の持てるプランを作成する「人・農地プラン」は、平成24年に開始され平成30年度末現在1,503市町村において15,444区域で作成されています。

耕作者の年代や後継者の確保状況、今後の農地利用の方向性を示した地図を活用し、将来方針が明確化されている「人・農地プラン」については実質化されているものと判断され公表されます。人・農地プランが実質化されていると協力金、資金、給付金等の面で支援されるメリットがあります。婦恋村では村内を4地区（田代地区、干俣地区、大笹地区、その他地区）に分けて各地区で4日間にわたり話し合いを行いました。様々な

意見交換がなされた中で多かった話題は高齢化や後継者不足による耕作不能地や遊休農地等が増加している現実でした。条件の良い農地は規模拡大意向の農業者に集積・集約される傾向にあります。道路幅が狭く大型機械の乗り入れが困難で、狭小な畑が点在している条件の悪い農地は改善が求められていると感じました。

これらの意見が反映されるよう今後とも皆様の御協力をお願いいたします。



検討会の様子

「人・農地プラン」検討会に参加して

田代地区



農地利用最適化推進委員  
戸部 幸治

田代地区にて、将来の人と農地のあり方について話し合いが行われました。全国的に担い手の減少、遊休農地の増加が問題となる中、十年後位までは後継者も担い手もあり、遊休農地が増える事はなくであろうという意見が多く出されました。担い手不足による遊休農地化はないものの、地球温暖化等による大雨や台風の大規模化（令和元年の台風十九号）などにより、大量の表土が流出し、地中の石が表面に現れ、耕作が出来ない農地が増えています。五輪地区ではそのような農地が広がりつつあり問題となっています。また優良な農地であっても今から客土等の基盤整備を行っていかねば、将来

農地が守れないという意見も出されました。五輪地区のような不耕作地が広がっている所では、農家の費用負担なしに基盤整備を行い、担い手に集積・集約化するという農地中間管理機構関連農地整備事業の活用が可能であれば、遊休農地発生防止、解消方法の一つとなるのではないかと思います。

脱炭素社会の実現が叫ばれる中、森林伐採による新たな農地の造成も難しいと思われ、今ある農地をいかに守っていくかが今後の課題だと強く思いました。

干俣地区



農地利用最適化推進委員  
黒岩 茂子

干俣地区の農地を図面で見ると、耕作することができる農地の空きはほとんどなく、

耕作をしていない農地は、急斜面であったり石が多く出たりと条件の悪い場所ばかりです。その中でもバラギ地区の畑では耕作が出来ずに荒れている農地が多くあります。昨年、その何筆かを北軽井沢の酪農家の方に牧草地として活用していただく事となりました。荒れた農地を整地した結果、見通しが良くなりました。荒れた農地を放置しておけば山林化し、周りの耕作している畑にも悪影響を及ぼす可能性がある為、よい取組であると思えました。

干俣地区村中の区画整理されていない畑については、水路の整備や耕地整備などの改善すべき点について話し合われました。干俣地区は、後継者がいる割合が高いため、今後は後継者となる若い人の意見も聞きながら、遊休農地を増やさないように改善をしていく事が大切であるなどの意見が出されました。



「地域の農地は地域で守る」の気持ちを持って、今まで以上に遊休農地にならないように危機感を持つことの必要性を改めて認識致しました。

以前、地区の農地所有者を対象に農地の利活用に関する意向調査が実施されました。その集計結果から、半数は規模拡大又は現状維持意向の農業者ですが、5〜10年後には後継者の不在等により耕作できない農地が出てくる事がわかりました。

農業は食を担っている大切な産業です。現在耕作している農地は、今後も農地として活用していかなければなりません。そのためには、今後耕作ができなくなる農地を、隣接農地を耕作している方や、規模拡大意向の方へ集積・集約の推進を行っていくことが大切になるのであるとの意見も出ました。

農地の荒廃は農業問題に限らず、景観の悪化や住環境にも悪影響が及ぶ可能性があります。

わが国の農業形態は、時代の推移によって農地集積・集約化が急激に進んでいます。この進行をより加速化させるために市町村が主体になって作成するのがこのプランであります。去る2月5日に婦人会館で行われた話し合いに参加しての感想を記載します。

わが村の現状は、既に大規模化が進んでいる西部地区においては、農地の集約化が進み、大型機械等も導入されており、その反面、東部地区においては「後継者不在」や「農地の面積や形状」等で課題山積の意見が多く出されました。私の住む鎌原地区においても、浅間開拓地区等を除き、他の東部地区同様の問題を抱えております。



農地利用最適化推進委員  
小林 貴子

大笹地区



農地利用最適化推進委員  
宮崎 孝

その他地区(鎌原)

ます。このプランの作成がその改善の一助となればと考えます。

**農用地の転用・売買・貸借等は許可を受けてから**

「自分の農地だから、許可を得なくても自由に売ったり、貸したり、転用してもよい」と思っておられる方はいませんか。  
**農地を売ったり、貸したり、転用したりするときには「農地法」に基づく許可が必要です。**

<p><b>3条申請</b></p> <p>農地を農地として売買したり、貸し借りする場合</p>	<p><b>4条申請</b></p> <p>自分名義の農地を農地以外に転用する場合</p>	<p><b>5条申請</b></p> <p>農地の権利移動を伴う転用の場合</p>
<p>農業委員会の許可が必要です</p>	<p><b>農業委員会を経て県知事の許可が必要です</b></p> <p>農地転用とは、農地を住宅、車庫、工場、倉庫、駐車場、山林など農地以外のものに変更することです。</p>	

**お問い合わせ先** お住まいの地区の農業委員か農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へ ☎ 0279-96-1256

## 農業者年金に加入しませんか

### 農業者の方なら幅広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方などなたでも加入でき、農地を持たない配偶者や後継者等の家族従事者も加入できます。

### 積み立て方式(確定拠出型)の年金です

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる確定拠出型の積み立て方式で、加入者・受給者の数に左右されにくい、少子高齢化時代に強い安定した年金制度です。

### 保険料の額は自由に決められます。

月額2万円から6万7千円の間(千円単位)で保険料の額を自由に決められ、農業経営の状況や老後設計に合わせて、いつでも直すことができます。

### 終身年金で80歳までの保証付きです。

原則65歳から「農業者老齢年金」を生涯受け取れます。80歳前に亡くなられた場合は、80歳までに受け取るはずだった相当額が遺族に支払われます。

### 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となるので、所得税・住民税の節税につながります。また、運用益は非課税で、将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

《お問い合わせ先》 婦恋村農業委員会事務局 ☎ 96-1256

# 複数市町村で営農する 認定農業者の手続が簡単になりました!

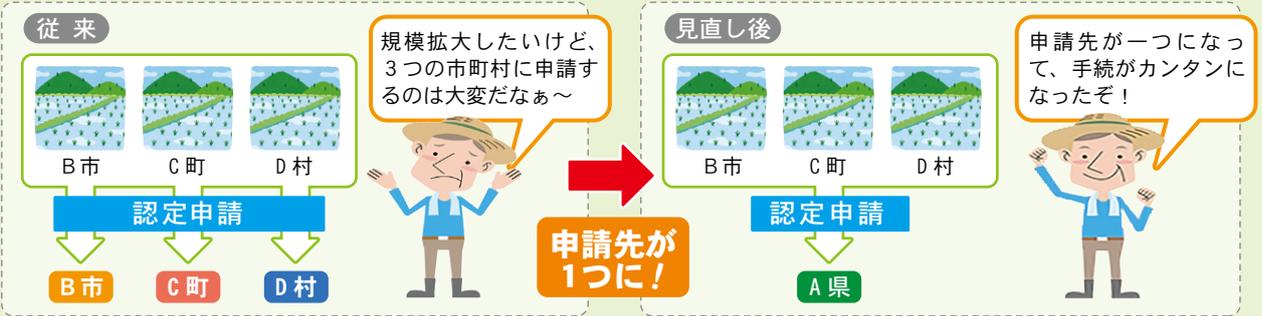
複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって**都道府県又は国が農業経営改善計画の認定手続**を一括で行います。

※現在、認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、直ちに都道府県又は国への認定申請を行う必要はありません。

## 国・都道府県認定が始まりました!

従来、複数の市町村で営農する場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに申請先を一本化します。

▶ A県のB市・C町・D村で営農している農業者が農業経営改善計画の認定申請を行う場合



## 国・都道府県認定の申請先

農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合、

- ・ **単一都道府県内に存する場合は都道府県知事**
- ・ **複数都道府県にまたがる場合は国（地方農政局長又は農林水産大臣）**に認定を申請することになります。（農業経営を営む区域が単一市町村の範囲内の場合は、従来どおり市町村に認定を申請します）

【認定申請先】

農業経営を営む区域		認定庁	
単一市町村の区域内		市町村	
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県知事	
	複数都道府県にまたがる	単一地方農政局の管内	地方農政局長
		複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

## お問い合わせ先

申請先	お問い合わせ先	住所・電話番号
関東農政局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）で管内の県を越えて営農している方	関東農政局担い手育成課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 TEL:048-600-0600(内線3810)
群馬県内で市町村を越えて営農している方	群馬県農政部 農業構造政策課 経営体支援係	〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 TEL:027-226-3024
嬭恋村内のみで営農している方	嬭恋村役場 農林振興課	〒377-1692 群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110 TEL:0279-96-1256